

平成31年度 粉じん作業特別教育の実施について

粉じんによる健康障害であるじん肺等の予防を強化するため、「粉じん障害防止規則」が制定されています。土石、岩石、鉱物などの粉じんにさらされる作業は、鉱業 一部の業 機械器具金属製造業 建設業など多くの産業にわたっています。

ご承知のとおり、粉じんによる健康障害は、古くから「不治の病」と恐れられており、現在でも有効な治療法がないといわれています。

こうした粉じんによる健康障害防止のための第一は、関係労働者が十分な知識をもって適性に作業に従事することが最も肝要であります。このような趣旨から労働安全衛生法は事業主に対して粉じん作業に従事するすべての労働者に特別教育を行うことを義務づけております。

当協会においては、会員各位のご要望により事業主にかわって、この特別教育を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 下記のとおり
- 2 場 所 (一社) 佐賀県労働基準協会 三日月講習場
- 3 受講料 当協会会員 7,830円(消費税込み)(テキスト代140円(500円補助)含む) (テキスト代が変更した場合には、
非会員 9,830円(/)(/ 640円含む) 差額を申し受けることがありますのであらかじめご了承下さい。)
- 4 申込方法 下記申込書に氏名、生年月日、現住所をご記入のうえ、受講料を添え、〒845-0031 小城市三日月町堀江1721 (一社) 佐賀県労働基準協会 宛て現金書留又はご来所の上、事前にお申し込みください。(TEL 0952-37-8277)
- 5 定 員 60名(但し定員に達し次第締切らせていただきます。)
- 6 注意事項 ※講習会場の詳細地図は受講票(下記の切取線以下)と共にお渡しいたします。
※テキストは当日に配付します。
※当日の申込みは受理いたしません。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

(不足する場合はコピーをしてご使用下さい。)

平成31年度 粉じん作業特別教育申込書兼受講票

申込日：20 年 月 日(会員・非会員)(どちらかを必ず○で囲んで下さい。)

受講日：2019年8月26日(月)

(受付：午前8時半開始 講習：午前9時開始～午後2時30分終了 昼休1時間)

※持参するもの 受講票(上記の切取線以下)、上履き、筆記用具、消しゴム

標記講習を受講しますので、受講料 円を添え申込みます。

※受付後の「受講料」の払戻はいたしません。また、次回への変更も出来ませんので、代りの方のご参加を講習会3日前までにご連絡お願いいたします。

「入力のため太枠内のみ正確にもれないようにご記入願います。」

事業場名	TEL		受講番号
所在地	〒()		
連絡担当者氏名	課		
(フリガナ) 受講者氏名	生年月日	現住所	
④	S H 年 月 日		

(一社) 佐賀県労働基準協会長 殿

《個人情報の取り扱いについて》

ご提供いただきました個人情報は、厳重な管理に努めており、目的以外に使用することはありません。